

去る5月25日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「本市における生産緑地の今後のあり方について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

まず、生産緑地制度の概要として、平成4年に指定された生産緑地地区は、営農義務が課されるものの、固定資産税等の優遇措置を受けており、指定から30年経過、または、土地所有者が亡くなった場合等においては、市町村長に対し、買い取りの申し出を行うことができる制度であるとのこと。

一方で、近年は災害時の防災空間等の多様な機能が期待されていることや、平成29年に生産緑地法が改正され、買い取りの申し出が可能となる期日を10年延期する特定生産緑地制度が創設されたため、本市では関係各課の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、30年経過時点に向け、農地としての視点と、宅地化を含む都市的土地利用の視点の両面から検討を開始したとのこと。

今後は、令和4年12月までに特定生産緑地への指定手続き等を進める予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、生産緑地の買い取り事例について問われ、これに対して、区画整理事業施行地区内の用地を1件買い取ったとのことでありました。

このほか、市としての買い取り方針について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「桜町地区住宅市街地総合整備事業について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

本事業は、防災上の課題解消に向け、平成15年度から実施しており、UR都市再生機構によるUR東鳩ヶ谷団地の建替えや、団地整備に関連して周囲の道路整備等を行なったものの、一部の道路整備について未着手の状況であったことから、新たな計画づくりを進め、整備計画の見直しを行うとのこと。

事業を進めるにあたり、関係権利者に対し、アンケート調査や協議内容の報告会を開催し、平成29年度からは、地元住民に対して「まちづくり懇談会」等を通じ、意見交換を行なってきたとのこと。

また、令和元年7月には、より具体的なまちづくりを推進するため、「桜町地区まちづくり協議会」を発足し、快適な住宅市街地の改善を目指して協議を進めており、令和3年度に新たな整備計画の策定を目指しているとのこと。

新たな整備計画については、事業区域の見直しを行い、密集市街地である本地区の安全性を高めるため、主要生活道路の整備や公園整備を行うものである

とのことであります。

以上のような説明に対して、まちづくり協議会における住民からの意見について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「配水ブロック化事業について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

本事業は、合併前の川口市と鳩ヶ谷市の行政界により2つの区域に分けて行なっている配水管理を、川口市区域については、上青木、新郷、神根、石神の各浄配水場を基幹施設とする4つの配水ブロックに分割した上で、鳩ヶ谷区域を加えた5つのブロックとし、配水を可能とする管網の再構築を行うものであるとのこと。

現状では、事故等による断水が広域に生じる可能性が高くなるなど、配水管理上の問題を抱えており、配水管網を分離独立することにより、被害を分割された区域内に留めることが可能となるとのこと。

5つのブロック形成にあたり、第1段階として石神ブロックの形成に着手し、本ブロックの事業期間は令和2年度から7年度までを予定しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、石神ブロックを含めた5つのブロック全体の完了時期について問われ、これに対して、令和12年度に遮断が完了する予定であるとのことでありました。

このほか、ブロック化によるデメリットについて等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。